

# 暮らしの情報箱

はがきやFAXなどの記入例

①催しなどの名称 ④年齢(学年)  
 ②〒住所 ⑤電話番号  
 ③氏名(ふりがな) ⑥その他  
 必要事項

## 国保・年金

### 国民健康保険料を必ず納めましょう

保険料は、納め忘れのないよう納期限までに納付してください。一時的な収入の減少などで納付が難しい方は、ご相談ください。なお、督促の納期限後も滞納が続く場合は、延滞金が加算され、保険給付の制限や財産の差押えなどの処分を受けることもあります。

☎国保年金課国保料収納担当  
 ☎5744-1697 FAX5744-1516

### 国民年金学生納付特例・納付猶予制度をご利用ください

2年1か月までさかのぼって申請することができます。承認されるとその期間は保険料の納付が猶予され、どちらの制度も老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれます。承認後、10年以内に保険料を納めると、納付した分は将来受給する年金額に反映されます。手続きはマイナポータルからの電子申請、申請書(区HPから出力)を郵送のほか、窓口でも受け付けています。

#### ◆学生納付特例制度

☎保険料の支払いが困難な学生  
 ※学生証など学籍期間を確認できるものが必要

#### ◆納付猶予制度

☎20～49歳で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方  
 ☎国保年金課国民年金係  
 ☎5744-1214 FAX5744-1516  
 マイナポータルからの電子申請について＝日本年金機構大田年金事務所  
 ☎3733-4141

## 子ども

### 就学相談説明会

☎次のいずれかに該当する心身に障がいのあると思われるお子さんの保護者  
 ①令和7年4月に小学校へ入学②令和7年4月に中学校へ進学予定で、特別支援学級や特別支援学校への進学を考えている  
 ☎4月15日(月)～17日(水)午前10時～11時30分、18日(木)午前10時30分～正午  
 ☎池上会館

☎当日会場へ  
 ☎教育センター教育相談室(就学相談)  
 ☎5748-1202 FAX5748-1390

### 乳(子)青医療証をお持ちの方へ

#### ◆4月に小学校へ入学するお子さん

4月1日から医療証が乳(子)から(子)へ切り替わります。(子)医療証は3月下旬に郵送します。

#### ◆3月に中学校を卒業するお子さん

4月1日から医療証が(子)から(青)へ切り替わります。(青)医療証は3月下旬に郵送します。

※有効期限が過ぎた医療証は各自で処分してください

☎子育て支援課子ども医療係  
 ☎5744-1275 FAX5744-1525

## 募集

### 国際都市おおた大使(来～大田区大使)

国際交流事業などを通じて、区の魅力や情報を国内外に広くPRしていただきます。詳細はちらし(問合先、特別出張所などで配布)、区HPをご覧ください。お問い合わせください。

☎区内在住・在勤・在学など、区にゆかりのある18歳以上の外国籍の方

☎選考で4名程度

●選考方法 書類選考・面接  
 ●任用期間 7月から2年間

☎問合先へ必要書類を郵送かEメールか持参。4月8日必着

☎国際都市・多文化共生推進課国際都市・多文化共生担当  
 ☎5744-1227 FAX5744-1323



詳細はコチラ

### 要介護認定調査員(登録調査員)

詳細は問合先HPをご覧ください。

●業務内容 区内全域での認定調査

☎次の全てに該当し、認定調査を月8件以上できる方

①介護支援専門員が保健・医療・福祉に関する専門的知識を有し、介護保険法施行規則で定める資格を有する②認定調査員新規研修を修了している

☎問合先へ申込書(問合先HPから出力。写真貼付)、必要書類などを郵送か持参

☎(社福)大田区社会福祉協議会  
 ☎5703-8233 FAX3736-2030



詳細はコチラ

### 大田区介護サービス相談員

月に2回程度、区内の高齢者施設を2人1組で訪問し、利用者から話を聞くことや介護の状況を観察する有償ボランティアです。

☎介護保険サービス事業所に勤務しておらず、研修に全日程参加できる方

●申込期間 3月22日まで

●活動費 1回3,000円

●選考方法 作文・面接

☎高齢福祉課高齢者支援担当  
 ☎5744-1250 FAX5744-1522



詳細はコチラ

### 「おおた少年少女発明クラブ」会員

電気回路やロボット製作の基礎などを学び、ものづくりの楽しさを体験する教室です。工場見学なども行います。

☎4月1日時点で、区内在住・在学の小学4～6年生

☎第1・3土曜、午後2時～4時(年20回程度) ※活動日時は変更の可能性有り

☎池上会館

☎費7,000円(年)

☎抽選で40名

☎電子申請。3月25日締め切り

☎(公財)大田区産業振興協会  
 ☎3733-6109 FAX3733-6459



詳細はコチラ

### 家庭・地域教育力向上支援事業実施団体

子どもを取り巻く課題や家庭での子育てについて学ぶ、講演会や学習会を開催する団体を募集します。家庭教育学習会の講師を派遣します。

☎区内のPTA・保護者の会

●申込期間 4月1日～令和7年3月31日

☎先着15団体程度

☎申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を問合先へ持参

☎教育総務課教育地域力推進担当  
 ☎5744-1447 FAX5744-1535



詳細はコチラ

### 特別区(東京23区)職員I類

申込方法など詳細は問合先HPをご覧ください。

●第一次試験日 4月21日(日)

●申込期限 3月25日午後5時(受信有効)

☎特別区人事委員会事務局任用課  
 ☎5210-9787 FAX5210-9708



詳細はコチラ

## お知らせ

### 子ども会リーダーの保険加入のご案内

☎年間を通して計画的に活動し、総会員数が5名以上で、過半数が小・中学生で構成される子ども会・少年少女スポーツチームの指導者(付添人を除く)

●保険期間 4月1日(4月2日以降に申し込む場合は申込日)～令和7年3月31日

☎問合先へ申込書(問合先、特別出張所で配布)の原本と写しを持参

☎地域力推進課青少年担当  
 ☎5744-1223 FAX5744-1518

### 人権研修用DVDを貸し出します

☎区内企業・事業所など

☎問合先へ電話かFAX(記入例参照)で予約の上、申込書(問合先で配布)を持参

☎人権・男女平等推進課人権・男女平等推進担当

☎5744-1148 FAX5744-1556



詳細はコチラ

### 地域福祉活動団体への活動助成

区内でのボランティア活動など、地域福祉に関する活動を行う団体に、1年間の活動経費などを助成します。詳細は問合先HPをご覧ください。

☎(社福)大田区社会福祉協議会  
 ☎3736-5555 FAX3736-5590



詳細はコチラ

### 古着の拠点回収(臨時)

☎3月17日(日)午前9時～正午

☎新蒲田保育園

☎清掃事業課清掃リサイクル担当

☎5744-1628 FAX5744-1550

### 石川台駅柳橋自転車駐車場の廃止

●廃止日 4月1日

●所在地 石川町2-28先

☎都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当

☎5744-1390 FAX5744-1527

### 休館のお知らせ

◆郷土博物館

☎3月18日(月)～25日(月)

※展示替えのため

☎3777-1070 FAX3777-1283

◆大田区総合体育館

☎4月1日(月)～12月27日(金)

※施設工事のため

☎スポーツ推進課スポーツ推進担当

☎5744-1441 FAX5744-1539

## 引っ越し、就職、退職したときは国民健康保険の届け出を

基準となる日から14日以内に、問合先か特別出張所へ届け出をしてください。

●届け出には本人確認書類(マイナンバー確認と本人確認)と必要書類を必ず持参してください。国保の届け出(世帯主)には本人確認が必要です。世帯主と対象者のマイナンバーが分かる書類と来庁者の本人確認書類を、各届け出に必要な書類と併せて必ずご持参ください。代理人による届け出の場合は、届出人(世帯主)からの委任状が必要となります。

#### ●届け出が遅れると

資格がさかのぼって発生し、保険料を納めることとなります。その間の医療費は、全額自己負担となる場合があります。また、喪失の届け出が遅れると保険料の請求が続き、喪失後の国保証で受診していた場合、国保から支払われた医療費は返還していただくこととなります。

#### ●郵送での国保喪失の届け出

職場の健康保険に加入したため国保をやめる場合は、郵送でも届け出が可能です。問合先へ本人確認書類、社保証の写し、国保証、記載済みの届出書(区HPから出力可)を郵送してください。詳細は区HPをご覧ください。

▶問合先 国保年金課(〒144-8621大田区役所) FAX5744-1516(共通)

届け出について＝国保資格係 ☎5744-1210

医療費について＝国保給付係 ☎5744-1211

#### ●届け出に必要な書類

	こんなとき(基準となる日)	届け出と証交付のための必要書類
国保に入る	大田区に転入した(転入した日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など
	子どもが生まれた(生まれた日)	
	退職や扶養認定の取り消しで職場の健康保険をやめた(職場の健康保険の資格がなくなった日)	
国保をやめる	生活保護を受けなくなった(生活保護廃止・停止日)	マイナンバー確認書類、運転免許証など、保護廃止・停止決定通知書、生活保護受給証明書
	大田区から転出した(転出した日)	
	死亡した(死亡した日の翌日)	
そのほか	就職や扶養認定で職場の健康保険に入った(社保加入の翌日) ※郵送による手続きも可	マイナンバー確認書類、運転免許証など、国保証(必ず持参)、職場の保険証か健康保険加入の証明書
	生活保護を受けるようになった(生活保護開始日)	
	区内で住所が変わった、世帯主が変わった、加入者の氏名が変わった、世帯が合併や分離した	
	保険証を紛失した	運転免許証など
	修学のため大田区から転出し、保険証を必要とする	マイナンバー確認書類、運転免許証など、国保証、在学証明書、住民票の写し(届け出は問合先へ)